

川崎市都市計画審議会口頭意見陳述実施小委員会運営要領

令和4年7月13日

都市計画審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成12年規則第60号）第3条及び川崎市都市計画審議会運営要領（平成12年7月18日都市計画審議会決定）第10条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会口頭意見陳述実施小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 小委員会は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第3項の規定により川崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議された意見書の審査において、口頭意見陳述における審理手続を行うものとする。

(会議)

第3条 小委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その7日前までに日時及び場所等必要な事項を各委員に通知するものとする。

(対象)

第4条 口頭意見陳述をする者は、土地区画整理事業の事業計画に係る利害関係者のうち、意見書の提出期間内に、書面にて口頭意見陳述の申立てをした者（以下「申立人」という。）を対象とする。

(聴取の体制)

第5条 委員長は申立人に対し、口頭意見陳述の日時の調整を行い、その7日前までに期日及び場所等必要な事項を全ての審理関係人に通知するものとする。

(委員長の任期)

第6条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(録取書の作成)

第7条 委員長は、口頭意見陳述の要旨等を記録した録取書を作成し、審議会に報告しなければならない。

(口頭意見陳述の非公開)

第8条 口頭意見陳述は、原則として非公開とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月13日から施行する。